

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	高額療養費薬剤加算処理のレセプト確認事務委託について
----	----------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：健康部 医療保険年金課 国保給付係）

事業の概要

事業名	国民健康保険
担当課	健康部 医療保険年金課
目的	高額療養費の給付
対象者	国民健康保険被保険者（70歳未満）
事業内容	<p>医療保険を利用する世帯の1ヶ月負担を軽減するため、自己負担額を超えた部分の医療費給付。</p> <p>医薬分業のため、院外処方された調剤レセプトと処方した医科レセプトとを合算し、高額療養費を支給している。それに伴うレセプト確認事務及び内容点検・入力処理を委託する。</p>

別紙(業務委託等)

◇電子計算機による個人情報の処理委託、重要な個人情報の提供を伴う委託(第14条第1項)・・・報告事項

件名 高額療養費薬剤加算処理のレセプト確認事務の委託について

保有課(担当課)	医療保険年金課
登録業務の名称	国民健康保険
委託先	入札等により委託先を決定
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	《委託先に提供する項目》 被保険者の診療報酬明細書内容 保険者番号、医療機関コード、医療機関等名、請求点数、薬剤一部負担金、一部負担金、診療日数、診療実日数、診療年月日、市区町村番号、受給者番号、都道府県番号、点数表、保険種別、氏名(本人・家族・人外)、整理番号、性別、元号、生年月日、記号番号
処理させる情報項目の記録媒体	画像レセプト(電子)、薬剤加算リスト(紙)
委託理由	高額療養費支給事務の取扱いについて(S48.10.17 保険発第95号、庁保険発第18号)に伴い、現在、薬剤加算事務処理を職員が行っているが、高額療養費特別支給金事務や高額介護合算療養費支給事務の増加もあり、薬剤加算のためのレセプト確認等事務の迅速化、効率化のため委託する。
委託の内容	薬剤加算リストに基づき、医療保険年金課内に設置された画像レセプト情報管理システムパソコンにより、内容点検、入力後、医科・歯科レセプトと調剤レセプトを確認し、高額療養費対象レセプトの可否を判断する。
委託の開始時期及び期限	審議会承認後の平成22年1月以降継続
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 2 業務終了後、提供した情報を返却させ、日々リストの管理を職員が行う。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 個人情報を取り扱う者及び取扱責任者をあらかじめ指定させ、報告させる。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

- 7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

- 9 乙は、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。